

学校教育法の一部を改正する法律

(平成一四年一月二九日法律第一一八号)

一、提案理由(平成一四年一〇月三〇日・衆議院文部科学委員会)

遠山国務大臣 このたび政府から提出いたしました学校教育法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

大学の特性を尊重するとともに、規制改革の流れを踏まえ、各大学の教育研究水準の向上とそのための主体的な取り組みの促進を図るため、大学の設置認可制度を弾力化し、あわせて、第三者評価制度の導入及び違法状態の大学に対する是正措置の整備を行う必要があります。

また、大学院において、社会的、国際的に活躍できる高度専門職業人の養成を促進するため、法科大学院などの専門職大学院制度を整備する必要があります。

今回御審議をお願いする学校教育法の一部を改正する法律案は、以上の観点からの制度改善を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、文部科学大臣の認可が必要とされている大学の学部の設置等について、大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないなどの場合には認可を要せず、届け出で足りることとするものであります。

第二に、各大学が、その教育研究水準の向上を図るため、教育研究等の状況について定期的に評価機関による評価を受けることとし、あわせて、これらの評価を行う評価機関に対する文部科学大臣の認証等に関する規定を整備するものであります。

第三に、違法状態の大学に対する文部科学大臣の措置として、改善勧告等の段階的な是正措置を整備するものであります。

第四に、大学院の目的として、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを明らかにするとともに、大学院のうち、これを目的とするものを専門職大学院とし、その修了者には新たな学位を授与することとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成一四年一月一二日)

古屋圭司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、大学等の教育研究活動の充実を図るため、大学の学部等の設置認可制度を弾力化するとともに、大学等に対する勧告等の制度及び認証評価制度を設け、あわせて、専門職大学院制度を設ける等、所要の改正を行うもので、その主な内容は、

第一に、公立または私立の大学等を設置する者は、当該大学が授与する学位の種類及

び分野の変更を伴わない学部の設置等を行う場合には、認可を要しないこととすること、

第二に、文部科学大臣は、公立または私立の大学等が、設備、授業等について法令の規定に違反していると認めるときは、改善勧告、変更命令等、段階的な是正措置をとることができることとすること、

第三に、大学院のうち、高度専門職業人の養成を目的とするものは、専門職大学院とし、その課程を修了した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする事と、

第四に、大学は、当該大学の教育研究等の状況についてみずから点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする事と

などであります。

本案は、去る十月二十九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、翌三十日遠山文部科学大臣から提案理由の説明を聴取した後、十一月一日から質疑に入りました。六日には法務委員会との連合審査会を行った後、去る八日質疑を終局し、討論の後、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一月八日）

政府及び関係者は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 今後、大学の教育研究の質的向上については、大学関係者の自主的・自律的な取り組みが一層求められることにかんがみ、大学関係者に対し、本法の趣旨・制度の内容等について十分周知し、その理解と自主的な努力を促していくこと。また、大学・大学院の教育研究機能の改善・充実に一層努めること。
- 二 大学の法令違反状態が生じないよう努めるとともに、大学における違法状態の是正措置を講じるに当たっては、その基準を明確にし、公正性、妥当性及び透明性の確保に努めること。
- 三 第三者評価の実施に当たっては、大学の個性・理念を損なうことのないよう、公正、妥当かつ透明性のある評価を確保するとともに、すべての大学が適正に評価を受けることができるよう、認証評価機関の整備充実に配慮すること。また、評価が与える社会的影響を認識しつつ、評価の在り方についても必要に応じ見直しを行うこと。

三、参議院文教科学委員長報告（平成一四年一月二二日）

大野つや子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大学等の教育研究活動等の充実に資するため、認可が必要とされている大

学の学部の設置等について、一定の場合には届出で足りることとともに、大学等に対する勧告等の制度及び大学等の認証評価制度を設け、あわせて、専門職大学院制度を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取、法務委員会との聯合審査会を行うとともに、大学院における法曹養成の必要性と法学部の在り方、法科大学院の質の担保策、認証評価の義務化の理由及び認証評価と資源配分の関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して畑野委員より反対の意見が述べられ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年一月二一日）

政府及び関係者は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一、今後、大学の教育研究の質的向上については、大学関係者の自主的・自律的な取組が一層求められることにかんがみ、大学関係者に対し、本法の趣旨・制度の内容等について十分周知し、その理解と自主的な努力を促していくこと。また、大学・大学院の教育研究機能の改善・充実に一層努めること。
 - 二、大学の法令違反状態が生じないよう努めるとともに、大学における違法状態の是正措置を講じるに当たっては、その基準を明確にし、公正性、妥当性及び透明性の確保に努めること。
 - 三、認証評価制度の導入に当たっては、大学の個性・理念を損なうことのないよう、公正、妥当かつ透明性のある評価を確保するとともに、すべての大学が適正に評価を受けられるよう、認証評価機関の整備充実に配慮すること。また、評価機関を認証する際の基準を明確にし、多様な評価基準・評価手法を持つ複数の評価機関が活動できるよう努めるとともに、評価が与える社会的影響を認識しつつ、評価の在り方についても必要に応じ見直しを行うこと。
 - 四、認証評価結果の公表等大学に係る情報公開については、大学に求められる公共性にかんがみ、これに積極的に取り組むこと。
 - 五、専門職大学院については、社会の変化に対応して求められる多様な分野における高度で専門的な知識と能力を有する人材が育成されるよう十分配慮すること。その設置・運営に当たっては、必要な財政的支援や大学の自主性・自律性が確保されるよう努めること。また、多くの者がその機会を得られるよう、奨学金等の支援制度の充実に努めること。
- 右決議する。